



フルーツには続きがある。

アヨハタ株式会社

証券コード 2830

第76回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年2月20日（木曜日）
午前10時

場所

広島県竹原市忠海中町一丁目2番43号
当社ジャム工場内 多目的センター
2階ホール

（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

目次

第76回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	15
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告書	39

お願い

- 株主総会当日にご出席されない場合は、インターネットまたは同封の議決権行使書のご返送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会終了後、株主様と当社役員の交流の場を設けさせていただきます。あわせて工場見学も実施いたしますので、お気軽にご出席ください。
- ご来場の株主様へのお土産はございませんので、あらかじめご了承ください。

株 主 各 位

証券コード 2830
2025年2月3日
広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号
アヲハタ株式会社
代表取締役社長 山本 範雄

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.aohata.co.jp/company/ir/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、株主総会資料掲載ウェブサイトおよび東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2830/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アヲハタ」または「コード」に当社証券コード「2830」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、後記（3ページ）のご案内に従って、2025年2月19日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年2月20日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
 2. 場 所 広島県竹原市忠海中町一丁目2番43号
当社ジャム工場内 多目的センター 2階ホール（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項 1. 第76期（2023年12月1日から2024年11月30日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第76期（2023年12月1日から2024年11月30日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
- 以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎電子提供措置事項については、前記インターネット上の各ウェブサイトにアクセスのうえご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

① 事業報告の会社の業務の適正を確保するための体制 ② 連結計算書類の連結株資本等変動計算書

③ 連結計算書類の連結注記表 ④ 計算書類の株主資本等変動計算書 ⑤ 計算書類の個別注記表

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

■当日のご来場に際してのお願い

- ・会場入口付近で検温を実施させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方はご入場をお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場には、株主様のためのアルコール消毒液を設置いたします。
- ・車いすでのご来場の方には、会場内に専用スペースを設けておりますので、当日受付時にお申し出ください。
- ・株主様以外のご入場できませんが、介助者又は通訳者（手話通訳者を含みます）のご同席（原則としてお一人）は可能ですので、ご希望される場合は、当日受付にお申し出ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年2月20日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年2月19日（水曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年2月19日（水曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

こちらに各議案に対する賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

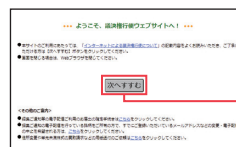
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

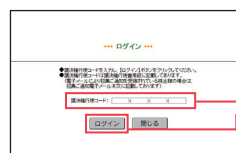
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

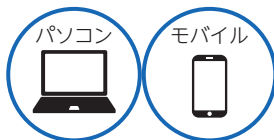
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事前質問受付のご案内

本株主総会の目的事項に関するご質問を事前に受け付けております。
いただいたご質問の中で、株主の皆様の関心が高いと思われるご質問については、株主総会にて回答させていただきます。

- 議決権行使書用紙に記載されている株主番号および株主様のお名前を必ずご入力ください。
- 事前にいただいたご質問に対しては、個別に回答はいたしかねますのでご了承ください。
- 多くお寄せいただいたご質問は、後日インターネット上の当社ウェブサイトにて回答させていただきます。



専用メール
アドレス

下記の専用メールアドレス宛にご質問をお寄せください。

kabunushi-ir@aohata.co.jp

質問受付期限 2025年2月10日（月曜日）午後6時受信完了分まで

株主総会の模様は、2月下旬を目途にインターネット上の当社ウェブサイトで公開する予定です。

<https://www.aohata.co.jp/>

株主総会参考書類

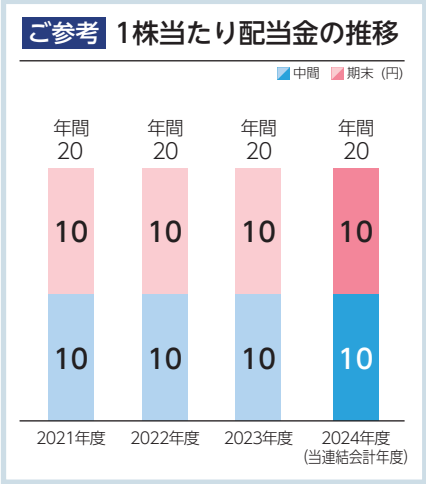
第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、安定的な配当の継続を維持してまいります。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき、金10円
配当総額 82,544,750円
これにより中間配当金（1株につき10円）と合わせまして、年間配当金は1株につき20円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年2月21日



第2号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役全員（山本範雄、堀 宏、鈴木勝義、佐川健志、藤原かおり、角川晴彦、石野洋子の7氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、あらためて取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	現在の当社における地位・担当
1	うえ だ とし や 上 田 敏 哉	1968年10月26日生	— 新任
2	すず き かつ よし 鈴 木 勝 義	1965年10月 7日生	取締役 経営本部、財務本部 および広報室担当 再任
3	ほり ひろし 堀 宏	1964年 8月15日生	取締役 生産本部、果実原料本部 および品質保証本部担当 再任
4	さ がわ たけ し 佐 川 健 志	1963年10月 8日生	取締役 営業本部担当 再任
5	ふじ わら 藤 原 かおり	1974年11月30日生	取締役 研究開発本部および マーケティング本部担当 兼マーケティング本部長 再任
6	つの かわ はる ひこ 角 川 晴 彦	1956年 3月 3日生	取締役 再任 社外 独立役員
7	いし の よう こ 石 野 洋 子	1964年12月28日生	取締役 再任 社外 独立役員

(注) 本議案の承認をいただいた場合、本総会終了後に予定している候補者の地位、担当の変更は下記の下線部のとおりであります。

上田敏哉 代表取締役社長 海外本部担当



新任

候補者番号
1

う え だ と し や
上田 敏哉 (1968年10月26日生)

所有する当社株式の数
0株

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1992年 4月 キューピー株式会社入社
2010年 7月 同社挙母工場長
2015年 2月 同社生産本部生産企画部長
2018年 3月 北京丘比食品有限公司 工場長
2020年 8月 キューピー株式会社生産本部副本部長
2021年 2月 同社生産本部長
2022年 2月 同社執行役員生産本部長（現任）

〔取締役候補者とした理由〕

生産部門および海外における長年の経験と幅広い見識を有しており、人格・見識ともに優れていることから、当社取締役として適任であると判断したためであります。



再任

候補者番号
2

す ず き か つ よ し
鈴木 勝義 (1965年10月7日生)

所有する当社株式の数
7,743株

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1989年 4月 キューピー株式会社入社
2014年12月 当社家庭用営業本部営業部長
2015年 7月 当社家庭用営業本部長兼家庭用営業本部営業部長
2016年 1月 当社執行役員家庭用営業本部長兼家庭用営業本部営業部長
同 年10月 当社執行役員家庭用営業本部長兼家庭用営業本部営業部長兼
家庭用営業本部商品企画室長
2017年10月 当社執行役員家庭用営業本部長兼家庭用営業本部営業部長兼
家庭用営業本部営業管理部長兼営業総務部長
2018年 2月 当社取締役営業本部長
2019年 2月 レインボー食品株式会社代表取締役社長
2021年10月 当社取締役営業本部、研究開発本部、マーケティング本部および
広報室担当
2023年 2月 当社取締役経営本部、財務本部および広報室担当（現任）

〔取締役候補者とした理由〕

営業部門責任者および経営責任者としての経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社取締役として適任であると判断したためであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



再任

候補者番号

3

ほり
堀

ひろし
宏

(1964年8月15日生)

所有する当社株式の数

7,343株

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
2013年 10月 Santiago Agrisupply SpA社長
2016年 10月 当社生産本部生産技術室長
2019年 10月 当社生産本部副本部長兼海外エンジニアリング室長
2021年 2月 当社執行役員生産本部長兼海外エンジニアリング室長
同 年 10月 当社執行役員生産本部長
2022年 2月 当社取締役生産本部、果実原料本部および品質保証本部担当（現任）

【取締役候補者とした理由】

当社の生産、原料調達および品質保証部門責任者としての経験および海外における長年の経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社取締役として適任であると判断したためであります。



再任

候補者番号

4

さがわ
佐川

たけし
健志

(1963年10月8日生)

所有する当社株式の数

2,738株

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 キューピー株式会社入社
2015年 10月 同社広域営業本部グループ流通部長
2018年 2月 同社関東支店長
2023年 2月 当社取締役営業本部、研究開発本部およびマーケティング本部担当
2024年 2月 当社取締役営業本部担当（現任）

【取締役候補者とした理由】

営業部門における長年の経験と幅広い見識を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社取締役として適任であると判断したためであります。



再任

候補者番号

5

ふじ わら

藤原 かおり

(戸籍上の氏名：土屋 かおり)

(1974年11月30日生)

所有する当社株式の数

997株

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1997年 4月 旭硝子株式会社（現AGC株式会社）入社
2001年 9月 株式会社マッキンゼーエリクソン入社
2007年 1月 ダノンウォーターズオブジャパン株式会社入社
2011年 4月 カルビー株式会社入社
2014年 4月 同社マーケティング本部フルグラ部長
2017年 4月 同社執行役員 フルグラ事業本部長
2019年 4月 同社執行役員 海外カンパニー フルグラ中国プロジェクトリーダー
2020年 3月 キュービー株式会社 上席執行役員新規市場開発担当
2021年 4月 同社 上席執行役員新規市場開発担当 兼 カスタマーサクセス副担当
2023年12月 当社執行役員マーケティング本部長
2024年 2月 当社取締役研究開発本部およびマーケティング本部担当 兼 マーケティング本部長（現任）

〔取締役候補者とした理由〕

マーケティング分野における多様な経験と幅広い見識を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社取締役として適任であると判断したためであります。



再任

社外

独立
役員

候補者番号

6

つの かわ

はる ひこ

角川 晴彦

(1956年3月3日生)

所有する当社株式の数

3,600株

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 日本コカ・コーラ株式会社入社
1990年 4月 同社マーケティング本部コーヒー／ティー統括部長
1994年 4月 同社マーケティング本部バイスプレジデント
2003年 4月 同社社長室長
2012年 9月 株式会社ブランドヴィジョン取締役シニアパートナー
2014年 4月 同社代表取締役社長
2015年 4月 株式会社ブランドバリューズ代表取締役社長（現任）
2016年 1月 当社取締役（現任）

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

経営者としての豊富な経験と、マーケティングに関する幅広い知識・見識を有しており、当社取締役会において有益な意見を述べていただいております。今後も引き続き、当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する適切な監督を行うことを通じて、当社グループの企業価値向上に寄与していただけることが期待されるため、社外取締役候補者としていたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



再任

社外

独立
役員

候補者番号

7

いし の よう こ
石野 洋子

(戸籍上の氏名：沖中 洋子)

(1964年12月28日生)

所有する当社株式の数

2,500株

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1999年 4月 東京大学先端科学技術研究センター協力研究員
同 年 11月 University of Southern California博士研究員
2003年 6月 理化学研究所連携研究員
2004年 5月 広島大学大学院理学研究科特任助教授
2007年 4月 同科特任准教授
2011年 4月 山口大学大学院技術経営研究科准教授
2014年 12月 同科教授（現任）
2017年 2月 当社取締役（現任）
2024年 6月 旭情報サービス株式会社社外取締役（現任）

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

技術経営分野における幅広い知識・見識を有しており、当社取締役に於いて有益な意見を述べていただいております。今後も引き続き、当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する適切な監督を行うことを通じて、当社グループの企業価値向上に寄与していただけることが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の「略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社等であるキューピー株式会社およびその子会社等における現在または過去10年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各取締役候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 角川晴彦および石野洋子の両氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 石野洋子氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、大学教授として技術経営分野における幅広い知識・見識を有しておられることから、社外取締役としても職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 角川晴彦および石野洋子の両氏は現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって角川晴彦氏が9年、石野洋子氏が8年となります。
- (4) 当社は角川晴彦および石野洋子の両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を、その限度額を法令の定める最低責任限度額として締結しております。両氏の再任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
- (5) 当社は角川晴彦および石野洋子の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任をご承認いただいた場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 松居智子氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



ひえ だ

穂田 さやか

(1978年10月22日生)

(戸籍上の氏名：木村 さやか)

所有する当社株式の数
0株

略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

- 2007年 9月 弁護士登録
半蔵門総合法律事務所入所
2010年 1月 表参道総合法律事務所入所（現任）
2019年 3月 東京建物株式会社社外監査役（現任）
2021年 3月 Institution for a Global Society株式会社社外監査役（現任）
2024年 6月 三愛オプリー株式会社社外監査役（現任）

新任

社外

独立
役員

【社外監査役候補者とした理由】

穂田さやか氏は、現在弁護士として活躍されており、その法律実務家としての豊富な知見や経験から適任と判断し、社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害を当該保険契約によって填補することとしております。監査役候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 穂田さやか氏は、社外監査役候補者であります。
- (2) 穂田さやか氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として幅広い知識を有しておられることから、社外監査役としても職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (3) 稗田さやか氏の選任をご承認いただいた場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を、その限度額を法令の定める最低責任限度額として締結する予定であります。
- (4) 稗田さやか氏は、東京証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任をご承認いただいた場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】 本総会終了後の経営体制（予定）について

当社の中長期的な経営の方向性や、2018年に策定した2028年ビジョン「フルーツで世界の人を幸せにする」の実現に向け、当社の強みを活かす「味づくり」や「原料調達」をはじめ、取締役会が意思決定および経営の監督機能を発揮するために必要なスキル（経験・知識・能力）を特定いたしました。

なお、以下の一覧表は各氏の経験などを踏まえて、より専門性を発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

氏名 地位および担当	特に専門性を発揮できる領域および経験								指名・報酬委員会
	マーケティング・営業	味づくり（研究開発）	海外事業	経営戦略・人材開発	財務経理	ESG・法務・リスク管理	原料調達	生産・品質管理、AI/DX	
上田 敏哉 代表取締役社長 海外本部担当			○	○			○	○	○
鈴木 勝義 取締役 経営本部、財務本部 および広報室担当	○			○	○	○			○
堀 宏 取締役 生産本部、果実原料本部 および品質保証本部担当		○	○				○	○	○
佐川 健志 取締役 営業本部担当	○	○		○					
藤原 かおり 取締役 研究開発本部および マーケティング本部担当 兼 マーケティング本部長	○	○	○						
角川 晴彦 社外取締役	○	○	○	○			○		○
石野 洋子 社外取締役	○	○		○				○	○
三井 昌夫 常勤監査役			○		○	○			
稗田 さやか 社外監査役				○		○			○
浦田 昌也 社外監査役	○			○		○			

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

事業報告 (2023年12月1日から2024年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

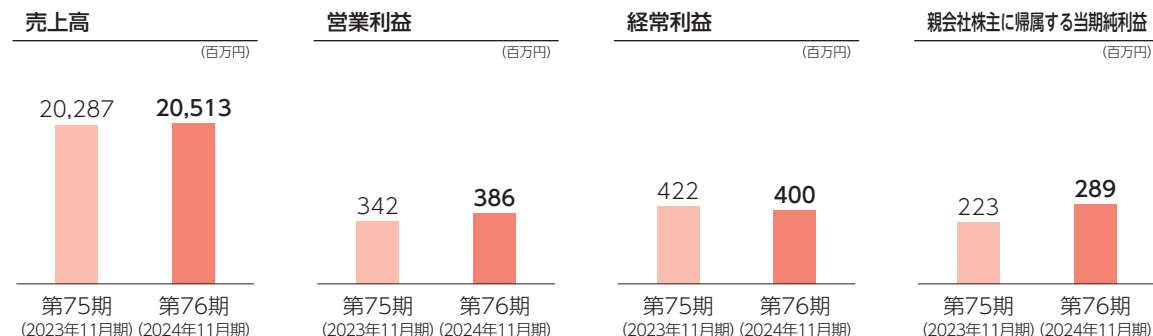
① 事業の経過および成果

当連結会計年度における国内経済は、雇用・所得の改善が進む中、緩やかな回復基調が続きました。一方で不安定な国際情勢による地政学リスク、輸入コストおよびエネルギーコストの高止まり等により、消費マインドの改善には足踏みが見られました。

このような状況のなか、当社グループは2022年度からの中期経営計画の最終年度として、「フルーツのアヲハタ」実現へ向けた取り組みを進めてまいりました。

売上につきましては、産業用および生産受託・その他における不採算商品の見直しによる売上減少もありましたが、家庭用のジャム・スプレッドが好調を維持しました。また、育成している冷凍フルーツ加工品も売上が伸長し、売上高は205億13百万円（前期比1.1%増）となりました。

利益につきましては、原材料や物流費などの大きなコストアップ影響や、育成商品への継続的なマーケティング費用の投入がありましたが、家庭用の売上増加や生産性向上による増益効果により、営業利益は3億86百万円（前期比12.6%増）となりました。一方、外貨建て資産の為替差損により、経常利益は4億円（前期比5.3%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、体質改善を進める中、固定資産売却益などにより2億89百万円（前期比30.0%増）となりました。

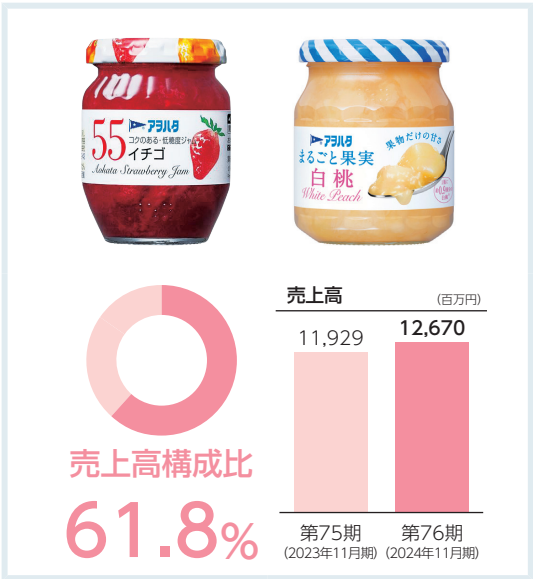


製品等の区分別概況

家庭用

家庭用につきましては、「アラハタ・55」シリーズや「ヴェルデ・ホイップ」、「ヴェルデ・トーストスプレッド」をはじめとした基幹商品の販売が伸長しました。

新たな需要創出を目指している「アラハタ・Spoon Free」や、育成している冷凍フルーツ加工品「アラハタ・くちどけフローズン」も貢献し、増収となりました。この結果、家庭用の売上高は126億70百万円（前期比6.2%増）となりました。



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

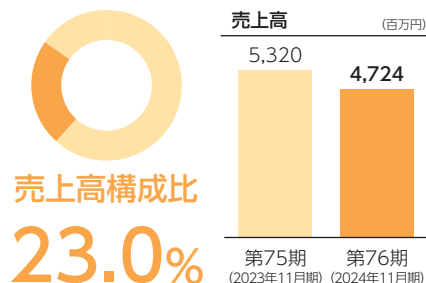
連結計算書類

計算書類

監査報告書

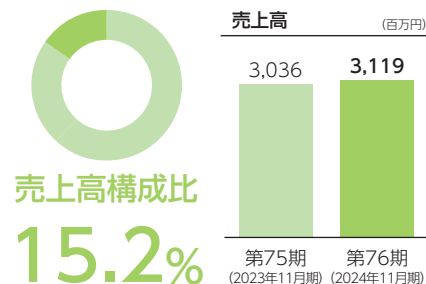
産業用

産業用につきましては、外食向けの新規採用もありましたが、不採算商品の見直しによる売上減少が影響しました。この結果、産業用の売上高は47億24百万円（前期比11.2%減）となりました。



生産受託・その他

生産受託につきましては、不採算商品の見直しを進める一方、介護食「キューピー・やさしい献立」シリーズが伸長しました。また、海外での売上伸長もあり、生産受託・その他の売上高は31億19百万円（前期比2.7%増）となりました。



② 中長期的な経営戦略および対処すべき課題

当社グループは、2021年12月からの3年間の中期経営計画が終了いたしました。厳しい逆風環境下ではありましたが、家庭用商品の2度の価格改定や生産革新、販管費抑制に取り組んでまいりました。

その中で積み重ねてきた経営体力や、明確になった経営課題を元に、あらたに2024年12月から4年間の中期経営計画を策定しました。2018年の創立70周年を機に掲げた、2028年ビジョン「フルーツで世界の人を幸せにする」をめざし、私たちの強みとなるリソースを活用することで、ジャム一極集中から脱却していく足場を創造し、成長へとつなげてまいります。チェンジとしてビジネスモデル転換、チャレンジとしてブランド価値向上を、「フルーツのアヲハタ」の実現に向けて推進してまいります。

なお、本計画における取り組み課題は以下のとおりです。

テーマ	主な取り組み
ジャム・スプレッド盤石化	基幹のジャム・スプレッド事業は、マーケティングを強化、生産性と価値を磨き、シェアを盤石化します。
フローズン育成・新領域開拓	手応えを得ている冷凍フルーツ加工品を育成するとともに、新領域に挑戦することで、国内2つめの柱を構築します。
海外新展開	国内向け原料供給拠点としてコストを磨くとともに、3つめの柱として海外市場での成長を目指します。
持続可能な経営基盤強化	持続可能な経営基盤の強化として、環境への配慮、心身の健康への貢献、人的資本価値の向上を進めていきます。

第11次中期経営計画における3つの戦略の柱

めざす姿

「フルーツのアラハタ」

2028年ビジョン

フルーツで世界の人を幸せにする

方針：ジャム一極集中から脱却していく足場を創造し成長への手応えを得る

Change

ビジネスモデルの転換

Challenge

ブランド価値の向上

新領域開拓

フローズン育成

ジャム・スプレッド盤石化

海外新展開

持続可能な経営基盤強

リソース活用

③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資額は2億20百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ・当連結会計年度中に完成または取得した主要設備

当社ジャム工場 ：ジャム類製造設備の更新

当社竹原工場 ：ジャム・スプレッド類および調理食品類製造設備の更新

当社山形工場 ：フルーツ加工品製造設備の更新

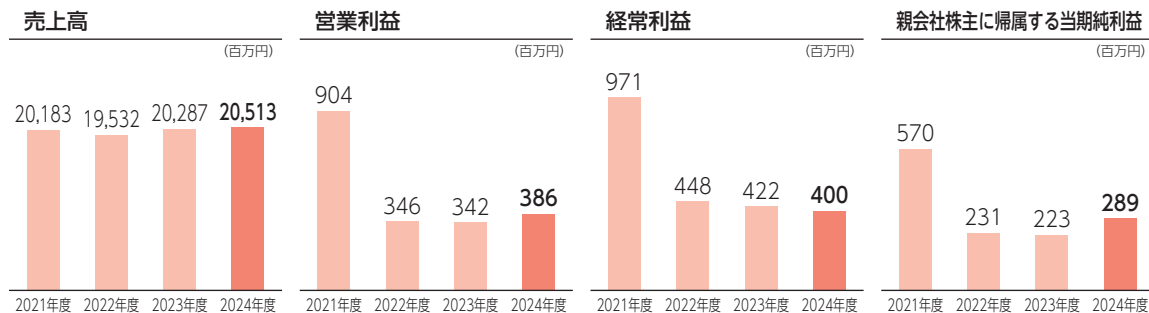
④ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金および銀行借入による調達により充当いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当連結会計年度)
売上高	千円 20,183,044	千円 19,532,312	千円 20,287,135	千円 20,513,627
営業利益	千円 904,205	千円 346,933	千円 342,726	千円 386,061
経常利益	千円 971,499	千円 448,781	千円 422,557	千円 400,351
親会社株主に帰属 する当期純利益	千円 570,819	千円 231,130	千円 223,112	千円 289,988
1株当たり 当期純利益	円 69.26	円 28.03	円 27.04	円 35.14
総資産	千円 17,775,107	千円 17,685,074	千円 17,062,165	千円 17,189,847
純資産	千円 12,937,509	千円 13,100,649	千円 13,421,041	千円 13,614,679
1株当たり純資産額	円 1,570.48	円 1,588.35	円 1,626.68	円 1,649.37

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。



(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
キューピー株式会社	百万円 24,104	% 44.7	介護食、調理食品等の製造の委託

- (注) 1. 親会社であるキューピー株式会社に対する製品の販売価格につきましては、一般の取引価格と同様、当社の見積価格および市場価格を勘案し都度協議の上決定しており、当社の利益を害することのないよう取引を行っております。また、当社取締役会においても同様の理由で、キューピー株式会社との取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。
2. 親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務および事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は親会社との間で共有する基本ルールにおいて、上場会社としての独立した経営権の保持、経営上の重要事項の説明、独自の内部統制システムの構築・運用、株主権の適切な行使などに関する規定を定めており、当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っているため、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
杭州碧幟食品有限公司	千元 19,307	100.0	フルーツ加工品の製造および販売
Santiago Agrisupply SpA	百万チリペソ 3,498	100.0	農産物の加工販売

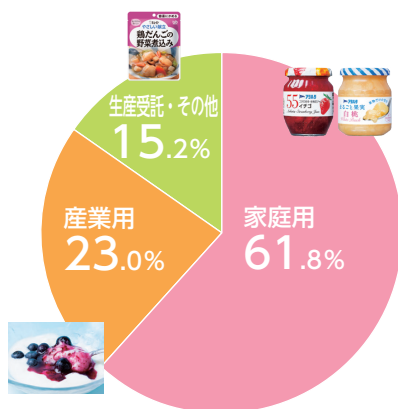
- (注) レインボー食品株式会社につきましては、2024年11月1日付で当社と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

(4) 主要な事業内容 (2024年11月30日現在)

区分	主要品目	売上高構成比
家庭用	ジャム、マーマレード、スプレッド等	61.8%
産業用	フルーツ・プレパレーション、フルーツ原料、デザート類等	23.0%
生産受託・その他	介護食、料理用ソース等の調理食品等	15.2%
合計		100.0%

家庭用

売上高構成比 (2024年度)



アヲハタ
55ジャム



アヲハタ
まるごと果実



アヲハタ
Spoon Free



アヲハタ
トラディショナル



アヲハタ
スプレッド



アヲハタ
くちどけフローズン



ヴェルデ
ホイップ



ヴェルデ
スプレッド

生産受託・その他



キューピー
やさしい献立



ジャネフ
フリアスルー



地域特産品

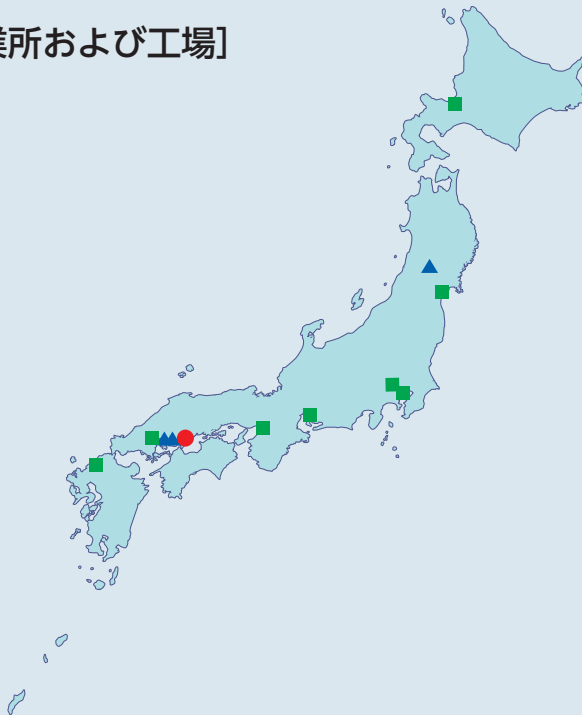


(5) 主要な営業所および工場 (2024年11月30日現在)

・ 当社本社	広島県竹原市
・ 営業拠点	営業本部 東京都渋谷区
営業所	東京都渋谷区、北海道札幌市、宮城県仙台市、埼玉県さいたま市、 愛知県名古屋市、兵庫県伊丹市、広島県広島市、福岡県福岡市
・ 生産拠点	(国内)
当社ジャム工場	広島県竹原市
当社竹原工場	広島県竹原市
当社山形工場	山形県北村山郡大石田町
(国外)	
杭州碧織食品有限公司	中華人民共和国浙江省
Santiago Agrisupply SpA	チリ共和国首都州

[国内の主要な営業所および工場]

- 本社
- ▲ 生産拠点
- 営業拠点



(6) 従業員の状況 (2024年11月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
603名	13名増	42.4歳	15.6年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を含みません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
438名	5名増	42.9歳	19.5年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を含みません。

(7) 主要な借入先の状況 (2024年11月30日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2 2 7 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1 7 5
農 林 中 央 金 庫	1 6 1
株 式 会 社 中 国 銀 行	1 2 1
株 式 会 社 広 島 銀 行	7 1
呉 信 用 金 庫	2 8

2. 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項（2024年11月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,292,000株
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 11,943名（前期末比 71名増）
- ⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
キ ュ ー ピ ー 株 式 会 社	3,687	44.7
株 式 会 社 中 島 董 商 店	914	11.1
ア ヲ ハ タ 持 株 会	246	3.0
株 式 会 社 ユ ー 商 会	200	2.4
東 洋 製 罐 グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	106	1.3
廿 日 出 好 恵	101	1.2
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	73	0.9
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	60	0.7
廿 日 出 明 子	46	0.6
株 式 会 社 広 島 銀 行	44	0.5

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	4,108株	5名

（注）当社の株式報酬の内容は、「（2）③取締役および監査役の報酬等」（28ページから30ページ）に記載のとおりであります。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2024年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 本 範 雄	海外本部担当	株式会社中島董商店取締役
取 締 役	堀 宏	生産本部、果実原料本部 および品質保証本部担当	
取 締 役	鈴 木 勝 義	経営本部、財務本部 および広報室担当	
取 締 役	佐 川 健 志	営業本部担当	
取 締 役	藤 原 か お り (戸籍上の氏名：土屋かおり)	研究開発本部および マーケティング本部担当 兼マーケティング本部長	
取 締 役	角 川 晴 彦		株式会社ブランドバリューズ 代表取締役社長
取 締 役	石 野 洋 子 (戸籍上の氏名：沖中洋子)		山口大学大学院技術経営研究科 教授 旭情報サービス株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	三 井 昌 夫		
監 査 役	松 居 智 子		長野国助法律事務所パートナー 弁護士 株式会社ナイガイ 社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	浦 田 昌 也		株式会社中島董商店 取締役執行役員 経営企画・管理 部門担当

- (注) 1. 取締役角川晴彦および石野洋子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松居智子および浦田昌也の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役三井昌夫氏は、長年金融機関に在籍しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役浦田昌也氏は、株式会社中島董商店の経営企画および管理部門における経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、角川晴彦、石野洋子および松居智子の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当社と角川晴彦、石野洋子、松居智子および浦田昌也の4氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 2024年2月21日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、監査役梅脇正弘氏は辞任により退任いたしました。
8. 当事業年度中における取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
佐 川 健 志	取締役 営業本部、研究開発本部 およびマーケティング本部担当	取締役 営業本部担当	2024年 2月21日
藤 原 かおり	執行役員 マーケティング本部長	取締役 研究開発本部および マーケティング本部担当 兼マーケティング本部長	2024年 2月21日

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役・監査役および執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為、被保険者が違法に利益を得たこと、または他の者に利益を供与したことに起因する損害等は填補の対象としないこととしております。

③ 取締役および監査役の報酬等

1) 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2022年2月18日付の取締役会決議により、取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬を含む報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等（株

式報酬)により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

また、監査役の報酬については、株主総会で決議された監査役年間報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定する。

- b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の経営環境（業績等）や他社水準、従業員給与の水準などを考慮しながら総合的に勘案したうえで、役位に応じて設定する。

- c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(1) 業績連動報酬等

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標に対する達成度を反映した現金報酬とし、具体的には、各事業年度の会社業績の目標値（連結売上高および連結営業利益の額）に対する達成度合いおよび担当部門や各自の目標達成度を指標として職責や成果を反映することにより算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

業績目標および評価については、その妥当性・客観性を確保するため、指名・報酬委員会に諮問することとし、代表取締役社長は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の業績連動報酬の内容を決定のうえ、毎年一定の時期に支給するものとする。

(2) 非金銭報酬等

非金銭報酬等は、当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、毎年一定の時期に、株主総会において基本報酬、業績連動報酬等と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、譲渡制限付株式（譲渡制限期間は取締役の地位喪失までの間とし、継続して取締役の地位にあることおよび一部についてはこれに加えて、取締役会が目標値として設定した業績目標（連結営業利益率）を上回ることを条件として譲渡制限を解除する。）を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定するものとする。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を考慮して検討するものとし、指名・報酬委員会に諮問し、取締役会にて種類別の報酬割合の範囲を決定することとする。下記 e. の委任を受けた代表取締役社長は、当該種類別の報酬割合の範囲内で、業務執行取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役の役位に応じた基本報酬の額および各業務執行取締役の担当部門や各自の目標達成度を踏まえた業績連動賞与の評価配分の決定とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に業績連動賞与の評価配分に関する原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定をしなければならないこととする。但し、非金銭報酬等（株式報酬）は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議で個人別の割当株式数を決議する。

2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	112 (14)	84 (14)	14 (－)	14 (－)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13 (4)	13 (4)	－ (－)	－ (－)	3 (1)
合計 (うち社外役員)	125 (18)	97 (18)	14 (－)	14 (－)	10 (3)

- (注) 1. 上記には、無報酬の社外監査役1名は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度に係る役員賞与 14百万円（取締役5名に対し14百万円）
4. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標に対する達成度を反映した現金報酬とし、具体的には、各事業年度の会社業績の目標値（連結売上高および連結営業利益の額）に対する達成度合いおよび担当部門や各自の目標達成度を指標として職責や成果を反映することにより算出した上で、実績や経営に対する貢献度等を踏まえて算定しております。業績指標の実績の推移は、「1. (2)直前3事業年度の財産および損益の状況」に記載のとおりであります。
5. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「1）取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「(1) ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
6. 取締役の基本報酬の額は、2007年1月26日開催の第58回定時株主総会において年額1億60百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は2名）です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2022年2月18日開催の第73回定時株主総会において、株式報酬の額として年額50百万円以内、株式数の上限を年2万株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。
7. 監査役の基本報酬の額は、2007年1月26日開催の第58回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
8. 取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長山本範雄氏に対し、その具体的内容の決定について委任をしており、その権限の内容は、各取締役の役位に応じた基本報酬の額および各業務執行取締役の担当部門や各自の目標達成度を踏まえた業績連動賞与の評価配分の決定であります。
- 委任をした理由は、当社全体の業績等を勘案した上で、各取締役の役位に応じた基本報酬の額の決定および各業務執行取締役の担当部門や各自の目標達成度を踏まえた業績について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
- また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に業績連動賞与の評価配分に関する原案等を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して委任された内容の決定を行っております。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役角川晴彦氏は、株式会社ブランドバリューズの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役石野洋子氏は、山口大学大学院技術経営研究科の教授、旭情報サービス株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役松居智子氏は、長野国助法律事務所のパートナー弁護士、株式会社ナイガイの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役浦田昌也氏は、株式会社中島董商店の取締役執行役員であります。株式会社中島董商店は、当社の議決権の11.1%を保有する大株主であります。

2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取 締 役	角 川 晴 彦	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験と、マーケティングに関する幅広い知識・見識を活かし、取締役会において当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名・報酬委員会の委員長として、同委員会において適宜必要な発言を行っています。
取 締 役	石 野 洋 子	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、技術経営分野における幅広い知識・見識を活かし、取締役会において当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名・報酬委員会の委員として、同委員会において適宜必要な発言を行っています。
監 査 役	松 居 智 子	当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会7回のすべてに出席し、法律専門家としての豊富な知見や経験を活かし、取締役会および監査役会において議案審議に必要な発言を適宜行っています。また、指名・報酬委員会の委員として、同委員会において適宜必要な発言を行っています。
監 査 役	浦 田 昌 也	当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会7回のすべてに出席し、営業・人事および経営企画・管理部門における経験と幅広い見識を活かし、取締役会および監査役会において議案審議に必要な発言を適宜行っています。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

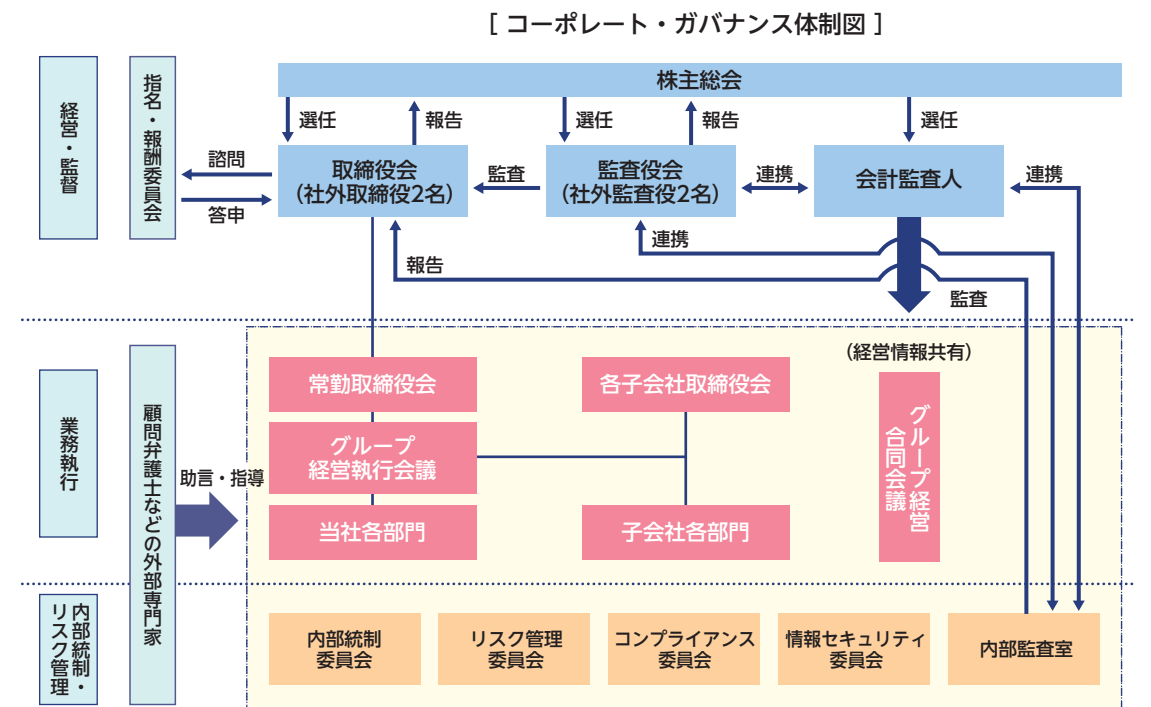
(4) 会社の業務の適正を確保するための体制の整備およびその運用状況に関する事項

取締役会において決議しております「会社の業務の適正を確保するための体制」の概要につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトにて公表しておりますので、そちらをご参照ください。

(http://www.aohata.co.jp/ci002_ir/meeting/index.html)

当事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。
- ② 監査役会を7回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性確保のため、実施計画に基づき内部監査室が内部統制評価を実施いたしました。また、内部統制委員会を開催し、内部統制評価についてのレビューを行いました。
- ④ 取締役会の構成や取締役の指名・報酬などに関する手続きの客観性・独立性・透明性を一層高めることにより、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。
- ⑤ グループ経営合同会議を開催し、中期経営計画の進捗状況を当社グループ全体で共有するとともに、各子会社より重要な職務執行の報告を受け、その確認を行いました。
- ⑥ 情報セキュリティ委員会を開催し、当社グループ全体の情報セキュリティに関するマネジメント体制およびその運用状況を確認いたしました。
- ⑦ リスク管理委員会を開催し、当社グループ全体のリスクを包括的に管理するとともに、危機管理マニュアルの改訂を適時行い、当社グループ全体で共有いたしました。
- ⑧ コンプライアンス委員会を開催し、当社グループ全体の役職員に対するコンプライアンス教育の実施状況を確認するとともに、内部通報制度の運用状況についてのレビューを行いました。
- ⑨ 親会社であるキューピー株式会社のリスク管理およびコンプライアンスに関する重要会議に出席し、情報交換を行いました。



(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、安定的な配当の継続を基本としつつ、利益成長に基づく増配も視野に入れ、収益性の向上と経営効率を高める取り組みに努めてまいります。また、内部留保につきましては、今後の経営環境および長期事業展開に対応し、成長分野への投資などに有効活用していきたいと考えております。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	11,203,065	流動負債	3,013,964
現金及び預金	2,561,937	支払手形及び買掛金	1,457,541
受取手形及び売掛金	4,065,619	1年内返済予定の長期借入金	284,888
商品及び製品	1,700,974	未払金	717,795
原材料及び貯蔵品	2,651,849	未払法人税等	69,515
その他	222,683	賞与引当金	23,696
固定資産	5,986,782	役員賞与引当金	5,580
有形固定資産	4,464,612	その他	454,947
建物及び構築物	1,453,839	固定負債	561,203
機械装置及び運搬具	1,479,956	長期借入金	500,000
土地	1,386,786	資産除去債務	60,401
その他	144,029	その他	802
無形固定資産	895,297	負債合計	3,575,167
商標権	843,380	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	32,411	株主資本	13,100,188
その他	19,505	資本金	915,100
投資その他の資産	626,871	資本剰余金	1,309,139
投資有価証券	198,468	利益剰余金	10,952,667
退職給付に係る資産	123,844	自己株式	△76,718
繰延税金資産	186,099	その他の包括利益累計額	514,491
その他	118,459	その他有価証券評価差額金	17,848
資産合計	17,189,847	繰延ヘッジ損益	10,508
		為替換算調整勘定	40,907
		退職給付に係る調整累計額	445,226
		純資産合計	13,614,679
		負債純資産合計	17,189,847

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		20,513,627
売上原価		15,472,503
売上総利益		5,041,124
販売費及び一般管理費		4,655,062
営業利益		386,061
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,148	
その他	45,098	53,246
営業外費用		
支払利息	2,978	
為替差損	5,726	
その他	30,252	38,957
経常利益		400,351
特別利益		
固定資産売却益	39,863	
関係会社清算益	17,499	57,362
特別損失		
固定資産圧縮損	26,531	26,531
税金等調整前当期純利益		431,182
法人税、住民税及び事業税	115,060	
法人税等調整額	26,132	141,193
当期純利益		289,988
親会社株主に帰属する当期純利益		289,988

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計 算 書 類

貸借対照表 (2024年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	10,903,155	流動負債	2,907,492
現金及び預金	2,166,427	買掛金	1,404,000
受取手形	3,207	1年内返済予定の長期借入金	284,888
売掛金	3,934,852	未払金	698,418
商品及び製品	1,658,516	未払費用	54,046
原材料及び貯蔵品	2,368,136	未払法人税等	70,694
前払費用	30,656	預り金	90,779
短期貸付金	604,893	賞与引当金	23,696
その他	136,464	役員賞与引当金	5,580
固定資産	6,143,038	その他	275,389
有形固定資産	4,031,005	固定負債	1,048,936
建物	1,176,173	長期借入金	500,000
構築物	77,136	退職給付引当金	487,733
機械装置	1,342,046	資産除去債務	60,401
車両運搬具	6,943	その他	802
工具器具備品	54,625	負債合計	3,956,429
土地	1,356,635	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	17,445	株主資本	13,061,407
無形固定資産	893,619	資本金	915,100
借地権	4,561	資本剰余金	1,302,991
商標権	843,380	資本準備金	985,263
ソフトウエア	32,411	その他資本剰余金	317,728
その他	13,266	利益剰余金	10,920,034
投資その他の資産	1,218,413	利益準備金	127,890
投資有価証券	198,468	その他利益剰余金	10,792,144
関係会社株式	274,694	別途積立金	10,590,000
出資金	560	繰越利益剰余金	202,144
関係会社出資金	217,146	自己株式	△76,718
長期貸付金	92,000	評価・換算差額等	28,357
長期前払費用	47,533	その他有価証券評価差額金	17,848
繰延税金資産	374,973	繰延ヘッジ損益	10,508
差入保証金	10,719	純資産合計	13,089,764
その他	2,317	負債純資産合計	17,046,194
資産合計	17,046,194		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		19,954,091
売上原価		15,115,039
売上総利益		4,839,052
販売費及び一般管理費		4,471,180
営業利益		367,871
営業外収益		
受取利息及び配当金	12,104	
その他	47,283	59,387
営業外費用		
支払利息	3,136	
その他	27,846	30,983
経常利益		396,276
特別利益		
固定資産売却益	39,863	
抱合せ株式消滅差益	124,506	
関係会社清算益	17,499	181,868
特別損失		
固定資産圧縮損	26,531	
関係会社株式評価損	300,000	326,531
税引前当期純利益		251,613
法人税、住民税及び事業税	114,893	
法人税等調整額	26,061	140,955
当期純利益		110,658

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年1月20日

アラハタ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 将 之
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 純一郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アラハタ株式会社の2023年12月1日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アラハタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年1月20日

アヲハタ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 會 田 将 之
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 鶴 田 純 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アヲハタ株式会社の2023年12月1日から2024年11月30日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議にオンライン形式を交えながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月20日

アラハタ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 三 井 昌 夫 ㊞
社 外 監 査 役 松 居 智 子 ㊞
社 外 監 査 役 浦 田 昌 也 ㊞

以 上

株主メモ

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで	株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
定時株主総会	毎年2月		
基準日	定時株主総会・期末配当金 11月30日 中間配当金 5月31日 その他必要あるときは、あらかじめ公告して 基準日を定めます。	株主名簿管理人 事務取扱場所 (郵便物送付先)	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
公告方法	電子公告により、当社のホームページに掲載します。 (https://www.aohata.co.jp/)	(電話照会先)	 0120-782-031 受付時間 9：00～17：00（土日休日を除く）
単元株式数	100株	(ホームページ URL)	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
証券コード	2830		

株式に関する手続について

手 続	問い合わせ先	
	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
●株主名簿に記載の住所・氏名などの変更 ●単元未満株式の買取・買増請求 ●配当金の受領方法の変更 ●振込先の変更 ●マイナンバーに関する問い合わせ ●その他手続に関する事項	株式をお預けの証券会社にお問い合わせください。	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-782-031
●特別口座から証券会社の口座への振替申請 ●特別口座の残高照会		
●書面交付請求（株主総会資料）	株式をお預けの証券会社または下記までお問い合わせください。 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-533-600	
●支払期間経過後の配当金の支払請求	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-782-031	

株主ご優待制度

毎年11月30日現在の株主名簿に記録された1単元（100株）以上ご所有の株主様に対し、以下の基準によ
り年1回（株主総会後、2月下旬頃）当社商品を贈呈いたします。

贈 呈 基 準	ご所有株式数 100株以上1,000株未満	1,000円相当の商品詰め合わせ
	ご所有株式数 1,000株以上	3,000円相当の商品詰め合わせ

第76回 定時株主総会 会場ご案内図



交通のご案内 最寄り駅 忠海駅（JR呉線）より徒歩8分

- ※ 駐車場に限りがありますので、お車でのご来場はお避けくださいますようお願い申し上げます。
- ※ 車いすでご来場の方には会場内に専用スペースを設けておりますので、当日受付時にお申し出ください。
- ※ 株主様以外はご入場できませんが、介助者又は通訳者（手話通訳者を含みます）のご同席（原則としてお一人）は可能ですので、ご希望される場合は、当日受付にお申し出ください。
- ※ お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。